

青森県報

第二千九百二十三号

平成二十年
四月二十一日
(月曜日)

目次

告 示

公印の調製及び廃止	……………	(総務学事課)	…	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	……………	(障害福祉課)	…	一
障害福祉サービス事業者の指定	……………	(同)	…	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出	……………	(同)	…	三
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定	……………	(同)	…	三
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定	……………	(同)	…	三
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	……………	(水産振興課)	…	四
基本測量の実施	……………	(監理課)	…	四
基本測量の終了	……………	(同)	…	四
廃川敷地等の公示	……………	(河川砂防課)	…	四
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	……………	(出納課)	…	五
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	……………	(同)	…	五

公 告

建設業者の許可の取消し	……………	(東青地域局)	…	五
右	……………	(同)	…	六
右	……………	(同)	…	六
右	……………	(同)	…	六
右	……………	(同)	…	六
右	……………	(同)	…	六

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(県立図書館) …… 六

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定……………(監理課) …… 七

右 同……………(同) …… 八



告 示

青森県告示第三百六十四号

平成二十年三月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成二十年四月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したため、青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)第十一条の規定により告示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
西北地域県民局長印 (地域農林水産部五 所川原合同庁舎専用)	西北地域県民局長印 (地域農林水産部鰹 ケ沢庁舎専用)
	

青森県告示第三百六十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年四月二十一日

特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター	特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター
八戸市東白山の三丁目二二五	八戸市大字田六の七
就労移行支援	就労移行支援
パン工房ありす	うみねこ幸福
三沢市南町の三丁目三二二	八戸市大字田六の三
〃	〃

青森県告示第百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉法人七峰社	社会福祉法人七峰社	社会福祉法人七峰社	社会福祉法人七峰社	指定障害福祉サービス事業者
弘前市大字白銀町二の八	弘前市大字白銀町二の八	弘前市大字白銀町二の八	弘前市大字白銀町二の八	主たる所在地
重度訪問介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	障害福祉サービスの種類
サブセンター	サブセンター	サブセンター	サブセンター	障害福祉サービス事業を行う事業所
弘前市大字高杉字山下の二九八の一	弘前市大字高杉字尾上山三五〇	弘前市大字高杉字尾上山三五〇	弘前市大字高杉字尾上山三五〇	所在地
〃	〃	平成二〇・二・二五	〃	変更年月日

変更後	変更前
社会福祉法人松緑社	社会福祉法人松緑社
上北郡六ヶ所市大字出ヶ	上北郡六ヶ所市大字出ヶ
相談支援	相談支援
社会福祉法人松緑社	社会福祉法人松緑社
上北郡六ヶ所市大字出ヶ	上北郡六ヶ所市大字出ヶ
〃	〃

青森県告示第百六十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
南黒地方知的障害児入所施設もみじ学園	黒石市大字南中野字上平五の三	平成二〇・四・一

青森県告示第百六十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	相談支援事業を行う事業所	所在地	指定年月日
	社会福祉法人新生活会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六の一	上北療護園 障害者相談支援センター		上北郡東北町大字大浦字境ノ沢二の一	平成 二〇・四・一

青森県告示第三百七十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡佐井村大字長後字牛滝五の一 竹内英輝	佐井村第一区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字牛滝、字牛滝川目、字牛滝屋敷裏及び字細間の区域	小型定置漁業及び小型定置漁業を併せ営む漁業
下北郡佐井村大字長後字沼の平四六 田中徳康	佐井村第二区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字長後字福浦、字福浦川目及び字沼の区域	小型定置漁業及び小型定置漁業を併せ営む漁業
青森県むつ市脇野沢九艘泊七四 櫛引理三郎	脇野沢村区域 脇野沢村漁業協同組合の地区	底建網漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業
青森県むつ市脇野沢田二二の三 杉本光弘		

青森県告示第三百七十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十七日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第三百七十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第三百七十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第14号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二 二級河川 沖館川水系沖館川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年四月二十一日

三 廃川敷地等の位置

青森市大字三内字稲元一 七番二七地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅地 五・八七平方メートル

青森県告示第三百七十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

黒石市大字中町五

南黒食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

黒石市大字前町四〇の五

2 変更後の住所及び売りさばき場所

黒石市大字中町五

青森県告示第三百七十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

三沢市大町二丁目二の八

浄法寺 啓子

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社久慈ブル

二 代表者の氏名 久慈 正明

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字山田三五の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第六〇二九号

五 取消年月日 平成二十年四月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社工藤建築

二 代表者の氏名 工藤 信男

三 主たる営業所の所在地 青森市大字羽白字富田一六八の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六五四七号

五 取消年月日 平成二十年四月八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年二月二十九日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東北沖通信機設備株式会社

二 代表者の氏名 平井 和雄

三 主たる営業所の所在地 青森市大字大矢沢字里見一一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第七九二二号

五 取消年月日 平成二十年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 須藤建築

二 氏名 須藤 光生

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字山口字山口六五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一三六四号

五 取消年月日 平成二十年四月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十二月十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月二十一日

青森県立図書館長 水 木 洋

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立図書館
青森市大字荒川字藤戸一一九の七
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋二丁目一五の二二
- 六 契約金額
六千二百八十七万二千八百十二円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第二号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年四月二十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道四号改築工事（七戸バイパス・青森県十和田市大字大沢田字北野地内から同県上北郡七戸町字荒熊内地内まで）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表一のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表二のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十年四月十日

別表 1

土地の所在	地 番	地 田		地 積		収用しようとし、明渡しを求める土地の面積(m ²)
		公簿	現 況	公簿(m ²)	実測(m ²)	
青森県上北郡七戸町字影津内	80番 1	田	田 (休耕田)	1,170	1,177.35	1,034.15
青森県上北郡七戸町字影津内	80番 2	田	田 (休耕田)	618	618.10	610.50

別表 2

氏 名	住 所
(亡)高坂 チカサ	相続人不明
ただし、	判明している法定相続人
高橋 治正	神奈川県海老名市東柏ヶ谷二丁目18番18号 福村ハイツ104号

高橋 優子	千葉県柏市豊四季台4丁目1番88-306号
佐藤 友子	北海道枝幸郡枝幸町歌登松垣町132番地11
濱谷 和文	住所不明 ただし、戸籍の附票に記載の住所 東京都文京区西片2丁目23番12号 袴田方(平成9年8月31日 イタリヤ転出)
濱谷 和美	住所不明 ただし、戸籍の附票に記載の住所 北海道阿寒郡阿寒町字阿寒湖畔番外地(平成8年3月6日エヌ トニア転出)
橋本 光彦	埼玉県所沢市東新井町103番地の2 ツインコーポ2 101
小田川 宏司	北海道札幌市南区澄川1条1丁目1番2 908号
小田川 克実	北海道山越郡長万部町字長万部411番地の134
三影 ノリ子	青森県弘前市大字千年四丁目9番地33
岩本 まさ	東京都品川区八潮5丁目10番60 1012号
小山 豊子	神奈川県藤沢市石川6丁目2番地の5 ラム文湘南台第2 103 号室
田村 昭子	神奈川県川崎市川崎区浜町1丁目4番7号 聖野方
小山 一久	神奈川県横浜市区公田町873番地の5 公田ハイツ4棟426号
小川 哲雄	神奈川県茅ヶ崎市松林1丁目6番19号
今野 朋恵	東京都墨田区東向島一丁目32番11 501号 THE パームス 向島
小松 早苗	神奈川県茅ヶ崎市松林1丁目6番19号
木村 芳美	青森県上北郡七戸町字策田69番地22
國吉 久美	沖縄県うるま市みどり町四丁目20番1 405号 ロイヤルマン ション具志川
木村 大樹	青森県上北郡七戸町字策田69番地22
丸山 幸子	愛知県北設楽郡東栄町大字振草字上栗代田口具津18番地
高坂 利子	宮城県仙台市太白区太白3丁目9番7号
高坂 賢一	宮城県仙台市太白区太白3丁目9番7号
本田 俊二	埼玉県狭山市つつじ野4番17 210号

熊谷 ヲヤ	青森県青森市千刈4丁目8番19号
佐々木 敏美	青森県三沢市大字三沢字下久保41番地91号 工藤 長一方
宮本 トモ子	青森県三沢市松園町2丁目5番30号 第一松園団地2号棟58 2 202
関川 佐敏	青森県三沢市大字三沢字堀口94番地154号 堀口団地2 2 403
沼辺 アヤ子	青森県三沢市大字三沢字前平23番地153号 さつきヶ丘団地市 営住宅63 2 302
福田 つね子	青森県八戸市下長五丁目2番10 6号 市営住宅B7 6
千葉 あい子	青森県三沢市堀口1丁目2番地26号 コーポすずらん2号
福田 広美	岐阜県岐阜市若宮町9丁目4番地(大久保ビル 403号室)

区民の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年四月二十一日

青森県収用委員会 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道四十五号改築工事(八戸バイパス・青森県八戸市大字妙字大開地内から同市大字新井田字小久保尻地内まで)
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表一のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表二のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表三のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

別表 1

土地の所在	地番	地目		地積	収用しようとし、明渡しを求めた土地の面積(m ²)	
		公簿	現況			
青森県八戸市大字大久保字大塚	17番396	宅地	宅地	318.46	316.96	85.60
青森県八戸市大字大久保字大塚	17番732	宅地	宅地	544.24	543.72	160.88
青森県八戸市大字妙字大開	48番 4	宅地	宅地	2,253.93	2,248.34	105.60

別表 2

青森県八戸市大字大久保字大塚17番396及び17番732

氏名	住所
武藤 豊彦	青森県八戸市大字大久保字大塚17番地732

青森県八戸市大字妙字大開48番 4

氏名	住所
(亡)石橋 久藏 法定相続人の全員 若しくは一部の者	
法定相続人 石橋 シモ	青森県八戸市大字妙字大開19番地 3
法定相続人 石橋 秀久	東京都町田市中町 3 丁目21番19号 又ガハ1イ△15町田402
法定相続人 山神 あや子	青森県八戸市江陽二丁目17番39号 三八五女子寮

法定相続人

石橋 英理子

宮城県仙台市太白区向山1丁目20番18号
サンハイツ向山108

別表 3

青森県八戸市大字大久保字大塚17番396及び17番732

氏名	住所	権利の種類
株式会社東北銀行	岩手県盛岡市内丸 3 番 1 号	根抵当権

青森県八戸市大字妙字大開48番 4

氏名	住所	権利の種類
株式会社みちのく銀行	青森県青森市勝田一丁目 3 番 1 号	根抵当権

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭